

大野城太宰府環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

令和5年3月27日

条例第8号

大野城太宰府環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による派遣職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休暇等）

第2条 職員の勤務時間、休暇等については、大野城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年大野城市条例第31号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。